

第 一 問

第 一 設 問

(1) 本件におけるDの請求は、会社法(以下、法名略。)433条1項に基づく請求であると考えられる。そこで、まずDの請求が433条1項の要件を満たすかを検討する。

(2) Dは、甲社の直近3期分の総勘定元帳及びその補助簿のうち、仕入取引に関する部分の閲覧請求をしている。総勘定元帳及びその補助簿は、計算書類及びその附属明細書の作成の基礎となる帳簿であるから、433条1項の「会計帳簿」に当たる。

(3) 甲社の発行済株式総数は1000株である。そして、Dは、その5分の1に当たる200株を有しているから、433条1項の「発行済株式の百分の三以上の株式を有する株主」に当たる。

(4) 請求者は、請求の理由を明らかにしなければならない(433条1項柱書後段)。この請求理由は、新閲覧を求める理由及び閲覧させるべき会計帳簿・資料の範囲を会社が判断できるように、閲覧目的等具体的に示す必要があると解する。Dは、甲社の取締役Aが仕入先からリポートを受け取っている疑いがあるため、Aの取締役としての損害賠償責任の有無を検討するために必要であるからという具体的な請求理由を示しているから、請求の理由を明らかにしたといえる。

(5) また、433条1項の請求は「営業時間内」にしなければならない。Dは、甲社の営業時間内にAと面会して閲覧請求をしているから、この要件も満たす。

(6) 以上より、Dの請求は433条1項の要件を満たし適法である。

（第

問

）

2. (1) 次に、甲社の立場において考えられる主張及びその可否について検討する。甲社としては、Dの請求が433条1項の要件を満たすとしても、同条2項1号または3号の拒絶事由に該当すると主張すると考えられる。

(2) ア 433条2項1号

ア Dは、(2)ウで述べた通り、Aの取締役としての損害賠償責任(423条1項)の有無を検討するために閲覧請求をしているから、形式的には当該責任を追及する株主代表訴訟(847条1項)の提起という株主権の行使に関する調査の目的であるといえる。

イ、しかし、DがAに対し、自分は甲社に対して興味を抱いており、Aがリバートを受け取っているかどうかなどは本当はどうでもよいと述べた上で、AにD保有株式を買い取ることを求めていることからすれば、Dの閲覧請求は、実質的には「権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」で行われたものといえる。

ウ、よって、433条2項1号の拒絶事由に該当するという甲社の主張は正当である。

(3) 433条2項3号

ア 本件において、Dは乙社の発行済株式の全部を有しており、乙社の経営に現時点では関与していないものの、甲社を見限っており、自己が保有する甲社株式を手放した後は、Dの子であるFが経営する乙社のために、本件閲覧によって得た情報を利用する可能性がある。したがって、Dは乙社の「事業を営み、又はこれに従事するものである」といえる。なぜなら、433条2項3号の趣旨は、競業態により会社の秘密が利用され、会社に被害が

第

問

生いることを未然に防ぐことにあるところ、将来的に情報が利用される場合でも、会社に被害が生いるからである。

イ、アで述べた433条2項3号の趣旨がすれば、現在は競争関係になくとも、将来的に競争関係が生いる可能性があり、情報の利用による会社の被害が相当な蓋然性をもって想定される場合には、実質的に競争関係にあるといえると解すべきである。本件では、甲社と乙社はいずれもインナーグループを営んでいることから、形式上は競争関係を立つといえる。しかし、甲社は関東地方のP県に、乙社は近畿地方のQ県に各々出店しており、現時点では、実質的な競争関係にはない。また、将来的にも、甲社はQ県に出店する予定はなく、乙社も、関東地方に具体的に出店予定はないことから、将来的に競争関係を立ち、甲社の被害が相当な蓋然性をもって想定されるとはいえない。したがって、甲社と乙社の事業が「実質的に競争関係にある」とはいえない。

ウ、よって、433条2項3号の拒絶事由に該当するという甲社の主張は不当である。

第2 設問2

1. 小問(1)

(1) Cは、甲社の株式を250株有しているから、「株主」(831条1項1号)に当たると。また、本件決議12は、平成29年3月25日に付され、Cは、その日から「3箇月以内」(831条1項1号)である同年4月15日に同決議の取消しの訴えを提起している。したがってCの訴えは適法に提起されたといえる。

(2) 本件決議1

ア、利益供与の有無

(ア) Aは、Dによる議決権行使を回避する目的で、D保有甲社株式を

第

問

友人Gに買取させた際に、その買取資金の借入金債務を無償で甲社に連帯保証させた(以下「本件連帯保証」という)。そして、(として、本件連帯保証は、20条1項に違反すると主張すると考えられる。では、本件連帯保証は、Gに対する財産上の利益の供与に当たるか。

(1) 20条1項は「何人に対しても」と規定しているので、甲社株主でないGに対する財産上の利益の供与も20条1項の対象となる。甲社は、本件連帯保証によつて、800万円の借金について、甲社に連帯保証してもらうという利益を得ている。そして、本件連帯保証は、本来であれば60万円以上の対価の支払いを要するものであるにもかかわらず、無償でなされている。したがって、甲社はGに財産上の利益を供与したといえる。

(2) では、「会社又は子会社の計算において」財産上の利益を供与したといえるか。「会社又は子会社の計算において」とは、会社または子会社に経済的効果が帰属することという。本件連帯保証の経済的効果は甲社に帰属する。したがって、甲社は「会社又は子会社の計算において」財産上の利益を供与したといえる。

(3) では、「株主の権利…の行使に関し」利益を供与したといえるか。本件連帯保証は、Dが甲社の甲株式の譲渡を成立させるためになされたものである。このような株式の譲渡は株主地位の移転事項であり、それ自体は株主の権利の行使とはいえない。しかし、会社から見て好ましくない株主が株主権を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、「株主の権利…の行使に関し」利益を供与する行為に当たると解すべきである。本件でAが甲社に本件連帯保証をさせたのは、Cを取締役から解任する旨の議案にDが反対していたことから、Dの議決権行使を阻むためである。したがって、甲社は「株主の権利…の行使に関し」利

理由が
はい

（第 問）

1 益を供与したといえる。

2 (ウ) よって、本件違背保証は、120条1項が禁止する利益供与に当たるといふCの主張は正
3 当である。

4 1. 決議方法の法令違反

5 (ア) 本件決議1は、アで述べた違法な利益供与の影響を受けてDが議決
6 権の行使に関する一切の事項を委任する旨の委任状をAに交付し、Dの代理人
7 としてAがDの議決権を行使して可決されたものである。したがって、本件
8 決議1は、120条1項に違反する利益供与の影響を受けた議決権の行使によ
9 て可決されたものといえるが、「決議の方法が法令に違反」(831条1項1号)した
10 ものといえる。

11 (イ) また、本件決議1の瑕疵は、議決権の行使という株主権の最も重要なもの
12 に関するものである。そして、Dの議決権が累付式株式の5分の1を占めてい
13 たことから、当該瑕疵がなければ、本件決議1は否決されていた可能性が高い。
14 したがって、裁量棄却(831条2項)もできない。

15 (ウ) よって、本件決議1は、決議方法が法令に違反したものであり、取り消される
16 べきであるというCの主張は正当である。

17 (3) 本件決議2

18 ア、議長の議事整理権限の濫用

19 (ア) 議長Aは、株主Cによる議案の提案理由の説明を制止した。そこで、C
20 としては、Aの行為は、Cの議案提案権(304条本文)の実質的侵害に当たると
21 ころ、議事整理権限(315条1項)の濫用であると主張すると考えられる。

22 (イ) AがCの説明を制止したのは、Cの説明は議案と関連がないという理由に
23 よる。しかし、Aを取締役から解任する旨の議案の是非を判断する際に、A

第

問

1 が不正なリポートを受け取っていたという事実の説明が、議案と関連性を有するのは
2 明らかである。そうすると、AがCの説明を制止した真の理由は、自らの解任を
3 避けるためであったと考えられる。したがって、Aの制止行為は相当な範囲の議事
4 整理権限の行使とはいえず、権限の濫用に当たる。(という瑕疵)

5 (由)よて、本件決議2の決議のち法には議事整理権限の濫用があるという
6 Cの主張は正当である。

7 1、否決決議の取消し

8 (ア)もとも、決議ち法に瑕疵があるとしても、否決決議^の取消しの訴えは、
9 不適法なものとして却下せられると解する。なぜなら、株主総会決議取消しの訴
10 えは、決議によて新たな法律関係が生じることを前提としている(828条以下)
11 とし、否決決議によて新たな法律関係が生じることはないからである。

12 (イ) 本件決議2は、Cの提案した議案を否決したものであるから、この取消
13 しの訴えは、不適法として却下される。よて、本件決議2は取り消されべき
14 であるというCの主張は不当である。

15 2、小問(2)

16 (1) Cは、甲社株主としてAとGに対し、責任追及等の訴え(849条1項)を提起している。
17 甲社は、非公開会社であるから、株式移転保有の要件は不要である(同条2項)。また、
18 本件では、其間^の経過によて会社に回復することができない損害が生じるおそれ
19 (同条5項)もない。したがって、株主甲社株主のCは、まず甲社に対し、責任追及の訴
20 えの提起を請求し(同条項)、甲社が60日以内に訴えを提起しない場合は、自ら責
21 任追及の訴えを提起することができる(同条3項)。

22 (2) Aの責任

23 A、利益供与に関与した取締役の責任

1 (P) Cとしては、本件連帯保証について、Aは120条4項の責任を負うと主張すると考えられる。
2 Aは、甲社の代表取締役として本件連帯保証をしているから、「利益の供与に関する職務を
3 行った取締役」(会社法^{施行}規則21条1号)に当たると主張する。そして、本件連帯保証は、本来60万円を下
4 りない保証料を支払うべきものであるにもかかわらず、Aは無償で付保しているから、Gに供与
5 した利益に相当する額は、少なくとも60万円であるといえる。また、Aは「利益供与をした取締
6 役」に当たると主張し、職務を怠ったことを証明しても責任を負うことはできない(120条4項
7 以下(書かざる))。

8 (P) よって、Aは、120条4項及び会社法^{施行}規則21条1号に基づき、甲社に対し少なくとも60万
9 円を支払う義務を負う(責任追及等の訴え(847条1項))は正当である。

10 1. 任務懈怠に責づく取締役の責任

11 (P) Aが代表取締役として行った本件連帯保証は、120条1項に違反し、任務懈怠
12 に当たる(355条、423条1項)。そして、甲社は、本件連帯保証の履行として
13 丙銀行に800万円の貸付をしているから、甲社に800万円の損害が生じ、任務懈怠
14 との間には相当因果関係も認められる。

15 (P) よって、Aは、423条1項に基づき、800万円を支払う義務を負うから、Cの責任追及
16 等の訴え(847条1項)は正当である。

17 (3) Gの責任

18 (P) Cとしては、本件連帯保証について、Gは120条3項の責任を負うと主張すると考えられる。
19 Gは、本件連帯保証により、60万円以上の利益を受けているから、「利益の供与を受けた者」
20 に該当する。

21 (P) よって、Gは、120条3項に基づき、甲社に対し少なくとも60万円を支払う義務
22 を負うから、Cの責任追及等の訴え(847条1項)は正当である。

23 第3 設問3

（第 問）

(126条)
1 ① 甲社定款9条は114条に基づく通法である。そして、本件請求は、株主総会の特別
2 決議(115条1項2項、301条2項3号)を経て行われ^(以下、本件決議という)ており、適法な執行を履行している。
3 ② もとも、114条の趣旨は、株式の一般承継人は必ずしも会社にとり好ましい者でありと
4 は限らないため、会社が株式の売渡請求を認め、会社にとり好まない者が株主にな
5 ることを防止する点にあることから、支配権維持のため、特定の株主を排除する目的で売渡
6 請求をすることは、114条に違反すると解すべきである。

7 ③ Bは、相続前から甲社の株主であった。また、Aが取締役を退任した後は、Cも取締役を
8 退任し、Bが代表取締役^(代表取締役)に就任する旨の合意があったにもかかわらず、Cは、終株主の議決
9 権の過半数を確保する限度ある401株のみについて本件請求をしていることから、~~Cは~~本件請
10 求は、Cが支配権を維持するため、Bを排除する目的でなされたものといえる。

11 ④ よて、BとCは、本件決議は114条及び定款9条に違反し、決議内容の法令違反(8
12 30条2項)かつ定款違反(831条1項2号)に当たりますから、無効または取消されるべきであ
13 ると主張すると考えられ、この主張は正当である。

14 ⑤ ⑥ 然、A死亡時点で、甲社株主はBとCのみであり、本件決議の可決により、Cは甲社の終株主
15 の議決権の過半数を得て支配株主となるが、逆にBは支配株主になれなくなる。再
16 そうするとCは他の株主と共通しない利益を有するといえ、特別利益関係人(831条1項3号)に当たります。こ
17 して、Bは115条2項により議決権を行使せず、本件決議はCの賛成によって確実に成立
18 し、その結果、支配株主の地位がBとCで逆転することから、特別利益関係人の議決権の
19 行使により、著しく不当な決議がなされた(831条1項3号)といえる。

20 ⑦ よて、BとCは、本件決議は、831条1項3号に当たりますから、取り消されるべきであると
21 主張すると考えられ、この主張は正当である。

以上